

施策番号 No.56 「審議会等への更なる女性の登用の推進を図るとともに女性委員がいない審議会等の解消に努めます」

- ・プラン策定時（平成28年度）は女性審議委員の比率は約 20.2%であった。
- ・令和5年度では女性審議委員の比率は約 28.4%であった。（男性378名:女性150名 約72：28）
- ・令和6年度では女性審議委員の比率は約 26.8%となった。（男性399名:女性146名 約73：27）
- ・目標値の33%まで引き上げをことをめざす。
- ・女性委員のいない審議会等の割合については、策定時は44.0%であった。
- ・令和5年度では女性審議委員のいない審議会は約15.9%となった。（審議会等の44の内、女性委員のいる審議会等は37、いない審議会等は7）
- ・令和6年度では女性審議委員のいない審議会は約19.1%となった。（審議会等の47の内、女性委員のいる審議会等は38、いない審議会等は9）
- ・目標値である30%を達成している状況ではあるが、女性委員のいない審議会を0にすることも最終目標の一つである。

（1） 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用（令和6年4月1日現在）

所管課名	審議会等の名称	設置根拠	委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	昨年度との 比較
秘書課	羽曳野市表彰審査委員会	羽曳野市表彰条例	6	3	↑
人事課	羽曳野市公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	5	0	—
	羽曳野市公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	3	1	—
	羽曳野市特別職報酬等審議会	執行機関の附属機関に関する条例	0	0	—
	羽曳野市政治倫理審査会（必要に応じて委嘱する）	羽曳野市長等政治倫理条例	休止中	—	—
	羽曳野市職員倫理委員会（必要に応じて委嘱する）	羽曳野市職員倫理条例	休止中	—	—
政策推進課	羽曳野市総合基本計画審議会（必要に応じて委嘱する）	執行機関の附属機関に関する条例	休止中	—	—
	羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	執行機関の附属機関に関する条例	9	3	↑
デジタル推進課	該当なし				—
危機管理課	羽曳野市防災会議（会長含む）	災害対策基本法、羽曳野市防災会議条例	25	1	—
	羽曳野市国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、羽曳野市国民保護協議会条例	24	0	—
総務課	羽曳野市個人情報保護審査会	羽曳野市個人情報の保護に関する法律施行条例	5	0	—
	羽曳野市情報公開審査会	羽曳野市情報公開条例	5	0	—
	羽曳野市行政不服審査会	羽曳野市行政不服審査法施行条例	5	3	—
契約検査課	該当なし				—
管財用地課	羽曳野市本庁舎建替整備事業に関する設計等業務事業者選定委員会	執行機関の附属機関に関する条例	6	2	—
財政課	該当なし				—
行政改革課	羽曳野市指定管理者選定等委員会	羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例	6	1	—
	羽曳野市建設事業再評価委員会（必要に応じて委嘱する）	執行機関の附属機関に関する条例	休止中	—	—
税務課	該当なし				—
保健福祉政策課	羽曳野市民生委員推薦会	民生委員法	8	3	↓
	羽曳野市地域福祉推進委員会	執行機関の附属機関に関する条例	30	9	↓
福祉指導監査課	羽曳野市社会福祉法人設立認可等審査会	執行機関の附属機関に関する条例	11	4	↓
生活福祉課	該当なし				—
障害福祉課	羽曳野市介護給付等の支給に関する審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、羽曳野市介護給付費等の支給に関する審査会条例	20	3	—
	羽曳野市障害者施策推進審議会	障害者基本法、羽曳野市障害者施策推進審議会条例	19	7	↑
保険年金課	羽曳野市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法、羽曳野市国民健康保険条例	14	2	↓
健康増進課	羽曳野市立休日急病診療所運営委員会	羽曳野市立休日急病診療所条例	13	2	—
	羽曳野市健康づくり推進協議会	執行機関の附属機関に関する条例	21	4	↑
	羽曳野市予防接種健康被害事故調査委員会	執行機関の附属機関に関する条例	11	2	—
高年介護課	羽曳野市介護認定審査会	介護保険法、羽曳野市介護保険条例	66	21	—
	羽曳野市介護保険等推進協議会	羽曳野市高年いきいき条例	18	10	—
	羽曳野市地域密着型サービス事業者選定委員会（必要に応じて委嘱する）	執行機関の附属機関に関する条例	0	0	—
地域包括支援課	羽曳野市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	執行機関の附属機関に関する条例	7	3	—
こども政策課	羽曳野市こども夢プラン推進委員会	執行機関の附属機関に関する条例	20	10	—
	羽曳野市児童福祉審議会	執行機関の附属機関に関する条例	7	1	—
こども保育課	該当なし				—
こども家庭支援課	該当なし				—

市民課	羽曳野市住居表示審議会	執行機関の附属機関に関する条例	10	1	↓
支所	該当なし				—
人権推進課	羽曳野市人権審議会	羽曳野市人権条例	9	2	—
	羽曳野市いじめ問題再調査委員会	羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会等条例	2	0	—
	羽曳野市男女共同参画推進審議会	羽曳野市男女共同参画推進条例	13	8	—
人権文化センター	羽曳野市立人権文化センター運営審議会	羽曳野市立人権文化センター条例	6	1	—
市民協働ふれあい課	該当なし				—
魅力づくり推進課	該当なし				—
経済労働課	該当なし				—
農とみどり推進課	該当なし				—
環境保全課	該当なし				—
道路公園課	該当なし				—
維持管理課	該当なし				—
下水道総務課	該当なし				—
下水道建設課	該当なし				—
都市計画課	羽曳野市都市計画審議会	都市計画法、羽曳野市都市計画審議会条例	19	3	—
	羽曳野市バリアフリー基本構想協議会 (必要に応じて委嘱する)	執行機関の附属機関に関する条例	休止中		—
	羽曳野市景観審議会	羽曳野市景観条例	5	0	↓
建築指導課	羽曳野市建築審査会	建築基準法、建築審査会条例	7	4	—
建築住宅課	羽曳野市空家等対策協議会	執行機関の附属機関に関する条例	13	1	—
教育政策課	羽曳野市教育委員会評価委員会	執行機関の附属機関に関する条例	3	1	—
食育・給食課	羽曳野市立学校給食センター運営委員会	羽曳野市学校給食センター設置条例	12	3	—
学校教育課	羽曳野市立幼小中学校園校区審議会	執行機関の附属機関に関する条例	廃止		—
	羽曳野市教育改革審議会	羽曳野市教育改革審議会条例	9	2	—
	羽曳野市教科用図書選定委員会	執行機関の附属機関に関する条例	7	0	—
	羽曳野市いじめ問題対策審議会	羽曳野市いじめ問題対策連絡協議会等条例	7	0	↓
生涯学習課	羽曳野市社会教育委員会議	羽曳野市社会教育委員条例	8	2	↑
生涯学習課（陵南の森公民館）	羽曳野市公民館運営審議会	社会教育法、羽曳野市立公民館条例	8	3	↓
生涯学習課（図書館）	羽曳野市立図書館協議会	図書館法、羽曳野市立図書館条例	10	7	—
	羽曳野市子ども読書活動推進委員会	執行機関の附属機関に関する条例	10	8	—
次世代育成課	該当なし				—
次世代育成課 （青少年児童センター）	羽曳野市立青少年児童センター運営委員会	羽曳野市立青少年児童センター条例	3	0	—
次世代育成課 （青少年センター）	該当なし				—
次世代育成課（白鳥児童館）	羽曳野市児童館運営委員会	羽曳野市児童館条例	7	1	—
スポーツ振興課	該当なし				—
文化財課・世界遺産室	羽曳野市文化財保護審議会	羽曳野市文化財保護条例	7	2	—
	史跡古市古墳群整備検討委員会	執行機関の附属機関に関する条例	6	2	↑
水道局総務課	該当なし				—
水道局工務課	該当なし				—
出納室	該当なし				—
議会事務局	該当なし				—
選挙管理委員会事務局	該当なし				—
農業委員会事務局	該当なし				—
監査委員事務局	該当なし				—
公平委員会事務局	該当なし				—
固定資産評価審査委員会事務局	該当なし				—

合計	545	146
審議会等数（47）		
うち女性のいる審議会等数（38）		